

被災者生活再建支援制度に関する検討会の設置について

内閣府防災担当

1. 趣旨

被災者生活再建支援法については、平成16年の改正によって居住安定支援制度が創設され、これによって被災した住宅の解体、撤去及び整地に要する費用、新たな住宅取得のための借入金等の利息や居住のための借家の家賃等につき、200万円を限度に支援が行われることとなった。

この法改正に際しては、衆議院災害対策特別委員会及び参議院災害対策特別委員会の附帯決議がなされており、同決議においては、幾つかの留意点と並んで、「居住安定支援制度等の充実を図るため、本法の施行後4年を目途として、制度の施行状況等を勘案し、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること」が掲げられている。

本年3月には居住安定支援制度の創設から3年を経過することとなるが、この間、中越地震を始め、大きな自然災害も発生していることから、本制度の施行状況を分析した上で、被災者生活再建支援制度について総合的な検討を行うため、有識者からなる検討会を設置する。

2. 主な検討項目

- (1) 居住安定支援制度の分析、評価
- (2) (1)を踏まえた被災者生活再建支援制度の検討